

す。これに比べて今年はどうかという
と、配給の標準五九%、自由標準四二
は一應押えておりますが、まだ販賣は
しておりません。今年度に持越ししてお
を考へてもつと眞剣にやつて頂けば、
案が現われておるのであります。これ

委員長 黒田 英雄君
理事 伊藤 保平君

参議院事務局
印刷者 印刷局

第十六部

第二回 参議院財政及び金融委員会會議録第三十八号

公聴会

昭和二十三年六月十八日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○所得税法の一部を改正する等の法律
(案内閣送付)

○取引高税法(案内閣送付)

午前十一時十七分開会

○委員長(黒田英雄君) これより所得

税法の一部を改正する等の法律案、並
びに取引高税法につきまして、公聴
会を開会いたします。一言簡単に公聴
人の方々に御挨拶を申し上げたいと思
います。御承知の通り今回内閣から所得
税法の一部を改正する等の法律案、並
びに取引高税法が國會に提出になり
まして、本委員会に予備審査のために
付託されておるのであります。目下本
委員会において審議いたしておるもの
であります。御承知の通り國會法にお
きまして、第五十一條に、重要な議決
入の法案については公聴会を開かなけ
ればならないということになつておる
のであります。我々國會議員として、
又財政金融の委員といたしまして、
慎重に審議はいたすものであります。
が、何分これらの法案は、國民全般の
利害に重大なる關係を持つておるもの
でありますからして、半議経験のお
ありの方々、又一般に公衆にいたしま
した中から選定されました方々の十分
な御意見を伺ひまして、審議に際して
慎重を期したいと思つておる次第であ
るのであります。これらの税法の内容

につきましては、既に皆御承知のこと
と存するものであります。本年年度の
租税及び印紙収入の予定額は二千六百
三十二億圓と相成つておるのでありま
す。前年度予算に比べておるに、一千
二百七十八億圓の増加になつておるの
であります。而して一般會計の歳入の
中の六六%を占めておるといふふうな
状況であるのであります。これらの増
加の内容につきましては御承知の通り
と思ひますが、今回新設されたし
た取引高税によりまして二百七十億圓を
始めといたしまして、所得税が五百九
十三億圓、酒税が二百十九億圓、物品
税九十六億圓といふふうな状況になつ
ておるのであります。所得税等におき
まして、酒税、法人税等におきまして、
減収にはなつておりますが、これらの
対策といたしまして、取引高税が新
設されておるのであります。この
取引高税は各方面に及ぼす影響も特に
重大であると思はれるのであります。
又それにつきましては國民生活に及ぼ
す影響が大であります。これは申
すまでもないのであります。特に
昨年度以來から國民の関心の的とな
つておるのであります。

本年度租税の予定額は何分にも今申
上げましたような空前の金額にもなつ
ておるのであります。特に所得に對し
まする比重も非常に増大しておるよう
な状況であるのでありますから、何卒
これらにつきまして皆様の十分の御意
見をお述べ下さいまして、我々の審議
に資するようにお願いしたいと存
するのであります。

誠に本日はお忙しいところをお集合
せ下さいまして御出席下さいましたこ
とを感謝いたしますと同時に、十分
御意見を御開陳下さいましてことを願
ひ申上げる次第であります。

尚大體お述べになります時間は、
公聴人の方々も多数にいらつしやるこ
とでありますから、大體二十五分と
いうことを目標で御開陳をお願いいた
します。

いさゝか都合で開会が遅れまして
大変にお待たせいたしましたことをお
詫言申上げます。

それでは先ず最初に藤田武雄君にお
願いいたします。

○公聴人(藤田武雄君) 私はこれから
今回政府が國會に提案いたしました所
得税等の税制改正の基本的な考え方、
それから税制改正の内容について簡單
に申述べて見ます。今回政府が提案し
ております税制改正の狙いが大體二つ
あると思ひます。

それは一つはインフレーションの高
進に即應して國民の間に租税負担の凸
凹ができておる、それを調整合理化す
ること、これが第一である。

第二には、物價、賃金等の急激なる
膨脹騰貴に伴ひまして、財政の需要が
飛躍的に増加したことであります。こ
れに對應するために租税収入を確保す
るということが税制改正の狙いである
ように考えます。

そこで先ず第一に、財政需要と租税
政策との關係はどうなつておるかとい
うことを考えて見ます。今日の
我が國の經濟の最も大きな問題は、如
何にして經濟を安定させるか、安定し
た經濟を実現するかということが財政
經濟政策の基本的な問題であるかと考
へます。それがためには先ず不安定の
基礎となつておる各種の條件を一切排
除する、驅逐するといふことであらう
と考えます。その一つの最も大きな條
件は財政的なインフレーションを防止
するといふことであることは申すまで
ありませんが、この意味において今
度の税制改正が果して財政需要に即應
しておるものであるかどうかといふこ
とを考えて見ます。昭和二十二年
の歳入総額に對する租税及び印紙収入
並びに専賣資金の占める割合といふ
のは、大體八七%でありました。こ
ろが二十三年度におきましては約九〇
%近い率に増加しております。このこ
とは、表面から見ますと、政府が財政
の需要に對應するために、普通收入財
源を獲得するため懸命の努力を拂つてお
る跡は明らかに我々も認めるのであり
ます。併しこのことは歳出面における
政策が、もうこれ以上の節約の余地は
困難であるといふような建前、條件の
下に言ひ得ること、歳出面に節約の
余地ありとすれば、この税制の行き
方といふものは、ただ歳出の辻褄を合
せるために財源を掻き集めたといふよ
うな結果になることは勿論であります
。それはそれといたしまして、かよ
うに歳入の九〇%近い部分を租税収入
及び専賣資金で調達するといふ結果に

なりましたために、この予定した歳入
財源を如何にして確保するかというこ
とが今後に残された大きな問題であ
うと考えます。それは昭和二十二年
度の徴税成績から考えまして、如何に
困難なる問題であるかといふことは明
らかであります。昨年度の徴税成績を
見ますと、年度末においては漸く収支
は合つておりますけれども、十二月
末においては僅か予算の四〇%に過ぎ
ない徴税成績というふうな、極めて憂
うべき徴税危機を現出したのであり
ます。それが本年度においては、
さういふような危機がこの租税収入の
中に胚胎しておると、かように考える
のであります。特に本年度の國民所得
の構成の割合を見ますと最も捕捉の困
難な事業所得の部分が昨年度に優る
もの少ない部分を占めておる。給與所
得のようない比較的源泉課税がされて
、容易に所得の捕捉し得るものは少く
、事業所得が非常に大きな部分を占
めておるといふことは、やはり本年度
においても徴税危機が依然として潜
んでおるといふように考えるのであり
ます。併しながらこれだけの歳入をどう
しても上げなければならぬといふこ
とになります。従来のような徴税の
行き方ではなかく困難であると考え
ますが、政府は今回さういふ徴税の効
果を上げるために、或いは取締法規を
改正し、收税官吏の調査権限を拡充す
る、その他納税運動に反對するよう
な者に対する処罰の規定を設ける法案を
出してありますが、これまでも或いは

第十六部 財政及び金融委員会會議録第三十八号 昭和二十三年六月十八日

脱税等に対しては非常に嚴重な処罰法規があり、それが事実においては殆んど適用されてゐない。そういうところに問題があるのであります。税法を嚴重に適用すること、嚴罰主義で臨むということは、非常に不幸なことであり、社会の道義心は地を拂ひ、納税觀念は實に未曾有の低下をしてゐる今日においては、甚だ不本意ではあります。私はこの徴税上、罰則規定を嚴重に適用する、甚だ遺憾な措置ではあります。それ以外にこの乱れた納税觀念を回復する途はないと思ひます。幾ら罰則規定を設けて威嚇してみても、もはや今日の現状は規定を設けて威嚇しただけでは、殆んどこの徴税の秩序を維持することが困難な情勢にあります。今度の改正にも、例えば延滞日歩二十銭に引上げてありますが、すでに闇金利が五十銭になつておるときに、二十銭に上げてみたところで、滞納者はむしろ利権ぐらゐは十分に出るというような行き方では到底この歳入の九〇％に及ぶ財政収入を確保することは困難であらうと思ひます。私はその意味において、甚だ不幸な考え方ではあります。違反者に対しては嚴重なる懲罰を科す。而も嚴罰主義で臨むというやうなことが、今日の社会情勢から見て、止むを得ないことだ、その点において政府の特に考慮を要求したいと思ひます。

第二に申上げたいことは、税制改正の狙いであり、まづこの國民の租税負担が、今度の改正で果して調整合理化の目的を達してゐるかどうかという点であります。政府は今度の所得税の改正によつて、七百三十六億円の減税を行なつたというように説明してゐる

ます。併しながら昨年度のインフレーションの進行の速度を見ましても、物價、賃金、家計費は、大体において一ケ年間に三倍に騰貴してゐるに拘らず、生産は依然として一割八分程度の増加しかしてゐない。というやうな、極めて悪性なインフレーションの進行過程において、若し税法をそのままに放任いたしますならば、これは貨幣價値の下落しただけの増税になるのであります。従つて今回のやうな所得税法の措置を講ずることは、これは減税措置というよりも、むしろ當然な措置であつて、減税という意味には私は解しにくいのであります。のみならず今度の改正案によりますと、負担の調整によりまして、その調整部分を、物價改訂により繰返りを吸収しようとして、そういうやうな魂胆を政府は持つてゐるのであります。要するにインフレーションによる所得税の欠陥を調整する上に、更にその物價騰貴による家計費の影響を、これによつてカバーしようという、非常に我が儘な考えを持つてゐるやうに考へます。而も物價騰貴による繰返りの吸収の基礎となつておられますやうな賃金ベースは、本年五月の賃金の實質價值を維持しようというやうな考えからいたして、三千七百四のベースを想定してゐるのであります。この場合、公定價格は約七割、開價格は僅か三・六割の騰貴というものを見込んで、そしてそれによつて家計費の増加するのを、この所得税法の改正で吸収しようというやうな考え方であり、併しながら今日において、開價格が三・六割の騰貴を見込むということは、これは誠に樂觀に過ぎることであつて、果してかやうな

考え方が十日持つて二十日持つて、恐らくこれから發表されるこの開價格支出というものは、この政府の考へ方というものを、根本から崩壊せしむるやうな結果になることは明かであり、従つて今度の租税、とくに所得税の改正の狙いというものは、すでにその出発点において非常な欠陥を持つてゐるものと考へます。その意味において私は今度の所得税法の改正は、あまりに税法によつて、かやうに物價政策の繰返りを吸収するということ、は、負担が重なる、かやうに考へるものであります。税法といたしましては、開價格は仮りに三割上るといたしましても、それを非常に大きく見込むということは、實際問題として、却つてインフレーションを、その当座において助長するやうな結果になるので、税法だけでかやうな大きな負担を担うということは、元々困難なことであり、それを敢て政府は税法によつてその吸収しようとするところに、根本的な間違ひがあると思ひます。その意味において、私はこの税法を實施いたしました場合は、税法のみで物價改訂の影響を吸収するやうな考え方に依存しない、思ひ切つた我々勤勞階級、特に消費生活、配給生活階級に対して、物資の配給を増進するやうな方法が採られない限り、この税法は恐らくあと一月乃至二月の間に根柢から覆される、かやうに考へるのであります。それから第三に取引高税について申上げます。政府はこれによつて所得税法の改正による収入減を、取引高税によつてその一部をカバーするという考へ方であり、問題はその歳出面の問題を一應私は朝上げて話を

進めておりますが、歳出面において仮りにこれ以上の節減が困難であるという仮定からいたしますれば、取引高税も私は或いはこの際止むを得ないのじやないか、かやうに考へます。勿論これは取引高税を實施いたします結果、或る商品については生産から消費者に渡るまでに十回以上の段階がある、そういうことを考へますと、可なり物價騰貴には影響があることは、これは認めるのであります。併しながら所得税が今日如何に不公平な課税が行われてゐるかということは、開所得の捕捉が困難であるというやうな場合に、歳出が只今以上節約ができないとすればこれを所得税で負担さすということ、は、ますます課税の負担を不公平にするという結果になりますので、それよりも間接税である取引高税によつてカバーした方がむしろ負担が公平であらうかというやうに考へるのであります。但し提案されてゐる取引高税には我々勤勞生活者に直接關係のありまます免税物資というものは主として我々の生活必需物資については思ひ切つた免税の範圍を拡大するということ、は絶対に必要であらうと考へます。それから第四に、今回入場税が改正されます案が出ております。それには招待券の課税が行われております。私はこの關係から見まして、今日國鉄などが發行いたしてあります無賃乗車券、これに対して徹底的な課税をするということが必要じやないかと思ひます。勿論今の國鉄の發行いたしてあります無賃乗車券は、あゝいう形式では課税が困難であります。あの發行形式を改めることによつて、これに対して

相当高率の課税をするということ、は、この際當然じやないかと思ひます。恐らく今日若し三倍半の旅客運賃の引上げが行われますれば、無賃乗車金額は十数億乃至二十億を突破するやうな巨額な数字に上ると思ひます。これに対して當然税金を課すべきである、それには今の發行方法を改める必要があり、が、この点も招待券に課税する以上、そういう觀念が安当である以上、當然實行して貰ひたいと思ひます。最後に申上げたいことは、現在の徴税機構であります。これは誠に處待されてゐるといいます。現在の徴税官でも、地方に廻る税官は最も肩が廻つてゐるやうな長い間の慣例から、税務署の役人は極めて待遇が悪い、學識経験も少い、そういうやうな關係から能率が非常に低下してあります。最近税務職員平均年齢が二十五、六歳というやうなことが言われておりますが、これを以て見ても如何に徴税が能率的に行かないかということがわかるのであります。従つて優秀なる官吏を税務署に配属しまして、徴税機構を根本的に改めたい、中等学校を出たやうな若い青年を訓練するの一つの方法であります。優秀な官吏を地方の税務署に配置して、そして、それに対しては優遇の措置を講ずるというやうなことを政府に要求したいのであります。それからもう一つ申述べたいことは、この問題と関連するのであります。如何に租税の負担の公平を期するために税法が改正されましても、課税の対象から逃れるいわゆる關所得、こゝういふものの捕捉が若しできないならば、如何に税法が公平な、理想的な

改正によつて、七百三十六億円の減税を行なつたというように説明しており

込むということは、これは誠に樂觀に過ぎることであつて、果してかような

考へたのであります。問題は、その歳出面の問題を、一應私は棚上げして話を

課税が困難であります。あの発行形式を改めることによつて、これに対して

ういふものの捕提が若しできないならば、如何に税法が公平な、理想的な

のができて、依然として負担の公平を期することができないのであります。又今日の所得税法では、分類所得税が廃止されたために、所得間の調整というものができないのであります。食糧も安定し、住居も安定してある、そういった例えは農民階級の所得も、毎日の生活に追われておる都市の勤労階級の所得も、同じように一本で課税されておるのであります。こういう点について、私はただ形式論でなくして、本当の租税力というものをもう少しはつきり税法の上に現わして貰いたい。最近一部の農民は非常な金詰りで生活に困つておる、或いは農業の再生産も困難だというやうなことが言われますが、それは農業の資材だけのことを考えますと或いはさういふ面もあるかと思ひますが、國民経済全体から見たら、やはりそれ以上に困窮しておるのは都市の勤労階級であります。従つて所得階級間の調整ということをもう少し税法の上に考慮して貰いたい。それは或いは勤労所得の控除をもう少し拡大するか、さういふやうなことによつて所得間の租税力のアンバランスを調整して貰いたい、かやうに考えるのであります。

大体私は以上、歳出面のことは一應棚上げて話を進めましたが、歳出面に尙削減の余地ありといひますならば、無論税法の改正も根本的に考え直す必要があるかと思ひますが、歳入面だけ、特に税法だけの角度から申述べたわけでありませう。

○委員(黒田英雄君) 次に岸喜三様君にお願ひいたします。

○公議人(岸喜三様君) 私は興業銀行總裁の岸であります。今回の税法改正

につきまして第一に感じますことは、我が國の長期復興計画というものの對應して果して税法が十分に考へてあるかどうかという点であります。立案當局におきましては、恐らく鹿を逐う眞師山を見ずといふやうなことがどうしてもあるでございませうが、立法院におかれまして、かやうな点について果して十分に御審議が願へるかどうかというのを、我々は心配するのであります。先ず私の商賣に關係のない一例で申上げますと、山林の所得税、或いは相続税の一つ分りやすい例を挙げて見ます。今山林が濫伐によつて水害を起すといふことはもう皆さん御承知の通りであります。併しながらその水害の防止といふこと以外に、更に大きく日本の長期復興計画におきましては、電源の開発、涵養といふことが、非常に大切なことであります。この場合に今般の税制改正におきまして、山林の所得税、或いは山林に關連したします相続税につきまして、何らかの考慮が拂つてあるだろうか、私は不幸にして原案には何もないのではなからうかと感ずるのであります。もう少し端的に申上げますと、私は実は昔若い時分に税務署長をしたことがありますが、その時分に先祖代々大きな山林を持つた千葉縣の方が見えまして、自分は大きな相続税を掛けられたために木を伐らなければならぬ。この木は先祖代々伐つてはいけぬといふことが申し傳へられておる木である。これはその山の麓の人々のために、農民のために、伐つてはいけぬのだといふことになつております。然るに相続税を多く取られたために伐らざるを得なくなつた。実に税法といふものを恨むといふ

ことを、さん／＼言われて、大いに感じたことがあつたのであります。が、今日におきまして、この税のたぐいに山林を伐採するといふやうなことがあるのではなからうかといふことを疑うのであります。山林を持つておる人に税金を掛けない、或いは山林の伐採収入に税金を掛けないといふことは、公平でありませう。併しながらその税の掛け方が、或いはこれを物納にするといふやうなことも考へていいのじやなからうか。できるだけ山林は、伐らないといふことを何か配慮すべきではなからうかと思ふのであります。伐つて後に植林を奨励すればいいじやないか、補助金も出せばいいじやないかといふ議論もありましようが、それは違ひのであります。一朝一夕にできない山林を伐らないといふことに配慮すべきではなからうかと思ふのであります。同様の問題は法人課税におきましても考へられるのであります。幸いに今回の案におきましては外資導入という見地から、外國法人についても内地法人と同じ取扱ひになつております。且つ超過所得につきまして非常に適当に近い改正があつたのであります。できることならば超過所得税を廃したいといふ議論も可なりあります。併しまゝ税源の税収の關係上この程度止むを得ずとするも、更に一步進めて普通所得税もこれは三十五%を三十%程度に低下して頂くべきではなからうかと考へるのであります。これは必ずしも五%の軽減が減収になるといふことは、私は意味しないと思ふのであります。と言ひますのは、法人におきまして浪費傾向といふものがどうしてもあるのであります。税金が高いために、

とかく浪費傾向が否定できない。これは多少税率を下げましても、必ずしも減収にならないといふことを感ずるのであります。昨日見ました外電にも、ニューヨークで、先般來朝しましたパルツ氏が、日本に對する米國側の對外投資或いは商賣についての八つの障礙を列挙しておりましたが、その中の一つに高率課税といふことが掲げられておりました。私はもう一步この法人税の普通所得についても五%程度の軽減をして然るべきではないかと考へるのであります。

次に償却につきまして、これは法律の條文そのものでありませんが、償却につきまして更に考へて頂きたい。長くなりますから、項目だけにいたします。それから特に銀行といたしましては、金融機關が再建整備をやつておりますが、減資をやりました銀行は、大抵の銀行は九割減資をいたしました。一割しか残つておりません。その減資をやりました銀行が、一割の資本金に對して大きな所得税を取られ、超過所得税を取られるといふ苦しみがあるのではあります。この点につきまして何らかの処置を採つて頂きたいと思ふのであります。或いは種々償却について考慮されたら宜しい。例えば國債の償却であります。現在五%しか認められていないのを、更に償却程度を高くするといふのも、一つの方法であります。別途問題になつております軍事公債の利拂延期といふやうなことで、更に國債の相場も低下しておることを考へますならば、償却を大きく認める余地はあると思ふのであります。併しながら償却だけではまずいのであります。横立金ができるようにならないと、他の金融上の、或いは金融制度上の方針からいたしまして、横立金が公然とできるというふうにならなかつた、まづい面があるのであります。

次に納税につきまして、納税者が納税をし易くするといふやうな面におきまして、今般の税法がまだ十分でないといふことを感ずるのであります。殊にこの点は勤労所得者、九百万に上りますところの勤労所得者を相手としまして立てられた税法としましては、もつと徹底的に分り易く、納税し易く、又後で厄介のないようにして頂きたいといふことを感ずるのであります。

ります。
それから勤労所得税につきまして、
私もこれは今回は他に税源が十分に見
付かり得なかつたのであります。今は平
参考人として調べるだけだから、いい
じやないかと言われますが、今は平
率税になりますと却つて脱税があると
いうことは、如何に取締を厳重にしま
す。
それから全般といたしまして、税制

が非常な高率になつて苦しいというこ
とは、或いは半面には國民所得の關係
上、それ程でないという議論をされる
方もあります。或いは國民所得に對し
て二三・四割に過ぎないという考え方
もあるのですが、併しながら英
國は四〇%だからまだ安いと考えられ
る人もあるやうであります。現在の
生計費中、食糧費が六〇%を占めると
いうふうな事情にある日本と、英國と
は非常にその点は違ふと考へられるの
であります。できるだけ所得税の如き
は更に減税され、今言つたやうな
新しい財源で以て補填されたいので
あります。

私の公述をこれにて終ります。
○委員(黒田美雄君) この程度で休
憩をいたしたいと思います。午後は一
時十五分再開いたします。
午後零時五十分休憩
午後一時二十分再開

○委員(黒田美雄君) 休憩前に引続
きまして公聴会を開会いたします。
それでは武田隆夫君にお願ひいたし
ます。
○公聴人(武田隆夫君) 只今委員長に
御指名を頂きました東京大学助教授武
田であります。目下当委員会において
御審議に相成つております所得税法
の一部を改正する等の法律案並びに取
引高税法案につきまして、財政学を勉
強しております者の立場から若干の
私見を申し上げます。議員各位の御審
議の御参考に資したいと存じます。
時間の都合上、又すでに前回におい
て述べられました公聴人の方々の述べ
られた点と重複を避けます意味におき
まして、所得税法の改正、それから法

人税法の改正、並びに取引高税法、こ
の三つの法案に問題を限りまして、各
々の法案につきまして二つの点につい
て、合計六つの点につきまして私の考
えておりますことを簡単に申述べたい
と思ひます。

先ず所得税法の一部改正について申
上げます。この法案の改正の要点は、
基礎控除、それから家族控除、勤労控
除を引上げるということ、それから
高額の所得の累進の刻み方を大きく
いたしまして、且つその累進の率を低く
するといふ点に要約できるところので
あります。そこで、これにつきまして
第一に私が問題といたしたいと思ふ点
は、物價であるとか、賃金であります
とかいふものの現在の状態並びに近き
將來におきますところのその動向に照
らして、これらの控除の引上げは果
してこの程度で十分であるかどうかと
いふ点であります。言ひ換へますなら
ば、これらの控除の引上げによつて、
果して政府当局がこの提案の説明にも
べておりますが、勤労所得者の負担が
実質的に軽減されるというふうになつ
ていくかどうかといふ点であります。

この点を考へて見ますのに、一例を挙
げてみたいと思ひます。例えば月収五
千円、扶養家族三名の勤労者があると
いたします。で、その勤労者が納めま
すところの税額は、現行法によります
と、私の計算が或いは間違つておるか
も知れませんが一千円となつており
ます。で、この五千円の勤労者が、法
案が改正されますと、九十一円の税を
納めればよいというふうになつておる
のであります。一見いたしますと、租
税の負担は誠に大幅に軽減されたよう
に思われるのであります。併しながら

この予算案と同時に改訂されますこと
の物價のことを考へて見ますと、
この勤労者が現在と同じ程度の生活を
し得るためには、少くとも一・七倍、
或いは二倍、若しくはそれ以上の月給
が必要であると思はれるのでありま
す。そういたしますと、その場合の
この勤労者の収入は八千五百円乃至一
万円にならなければならぬわけであ
ります。そこで、この八千五百円乃至
一万円という月収の勤労所得税がどの
くらいであるかといふことを見て見ま
すと、同じく扶養家族三名といたしま
して、八千五百円の場合は八百三十七
円、若しくなつておりますが、若し
一万円といたしますと千九百九十五円と
なりまして、現在よりも多くなつてお
るのであります。これに同じ一連の法
案によつて改正を目論まれております
ところの消費税の増徴、それから後に
述べますところの取引高税といふもの
が、これらの税を加算いたしますと、
勤労者の生活、それから引かれるところ
の所得税といふものは一向軽減され
ておらないといふふうには私に考へるの
であります。更に現在におけるところ
の月収五千円、家族四名、將來におけ
るところの月収八千五百円乃至一万円
の人の生活といふものを考へて見ます
と、それは一人一月千二百五十円、
一日にいたしまして四十円とちよつ
と、煙草一箱の値段にも及ばないとい
ふ生活といふことになつておるので
あります。こういう人からも尚且つ税
を取るといふ建前にして置かしまして、
果して勤労所得、或いは少額所得の軽
減といふことができるであらうかとい
う点が、私の申し上げたい第一の点であ
ります。これに對しましては次のよう

な意見があるといふふうにも考へま
す。成るほどその通りではあるけれど
も、日本は戦争に敗れて、そうしてそ
の経済が破綻しておる。そうして敗戦
によつて課せられたところのいろいろ
な義務を履行し、そうして経済の復
興を圖つて行くためには、多額の経費
が要するのだ、而も日本においては比較
的少額の所得者が多いから、そういう
人たちに、やはり一本の煙草を半分
にいたしまして、尚、應分の租税を
負担して貰ふなければならぬといふ
意見があると思ひます。この意見も一
應尤もであると思ひますが、それを認
めるといたしますと、問題はあつたか
ら第二の点に移るのであります。

第二の点と申しますのは、改正案に
おきまして累進の幅を大きくする、そ
うしてその率を低めたといふのは何故
であるかといふ点であります。現行法
におきましては最高税率は御承知のよ
うに百万円を超える部分について八五
%といふふうになつておりますが、改
正法案におきましては、最高税率は五
百万円を超える部分に對しまして百分
の八十といふふうになつておるの
であります。若しも日本の経済の現状
から、先に述べましたように、勤労者
に對しまして租税を負担しろといふ
うに納税の倫理を説く人々は、この場
合にはどういふふうな道徳を説こうと
するのであるかといふ点であります。
尤もこの軽減の理由といたしまし
ては、資本の蓄積、或いは企業家の企
業意欲といふものを阻害しないとい
うようにするといふ点が挙げられ得る
と思ふのであります。併しながらこう
いふふうな税率を低めまして、現在
のやうな情勢におきまして、果して資

本家が、或いは大所得者が非常に切
詰めた生活をいたしまして、その余り
を挙げて資本の蓄積といふ部分に向け
るかどうかといふ点には甚だ疑問があ
るのであります。御承知のように、こ
の大所得者の所得は生活の必要な部分に
当て得る部分と、それから蓄積をする
部分と、他に奢侈的に使用される部分
が非常に多いわけでありまして、この部
分を捉へる方法として奢侈税その他の
いろいろの税制といふものが考へ得る
と思ひますが、やはりこの部分を最も
合理的に、そうして完全に捉へる方法
は、累進率を高めるといふ方法が一番
良いといふことは、いろいろの學者が
言つておる通りであると思ふのであり
ます。又資本の蓄積を妨げておること
の最大の要因は、決して税が重いと
いうことばかりではないのでありまし
て、むしろ現在において最も大きな要
因といふものは、インフレーションが
ます。インフレーションが激化して、
それがなかつた立派な点にこそそ
求めらるべきであらうと思ふのであり
ます。そうして見ますと、税制につ
いて累進率を多少低めまして、その
結果インフレーションが激化し、或
いは健全財政の確立といふことが多少
も妨げられますならば、資本の蓄積に
資するといふ観点も、十分にその税率
を低めるといふ理由にはならないので
はないかと思ふのであります。所得税
法案について私が述べたい点は以上の
二点であります。尚、聊か意地の悪い見
方をいたしますと、この法案は表に勤
労所得の軽減、小所得の軽減といふこ
とを謳つて、実はこの累進率を、所得
税全体としての累進率を低めるとい
ふ点に本當の目的があるのではないか、

本家が、或いは大所得者が非常に切
詰めた生活をいたしまして、その余り
を挙げて資本の蓄積といふ部分に向け
るかどうかといふ点には甚だ疑問があ
るのであります。御承知のように、こ
の大所得者の所得は生活の必要な部分に
当て得る部分と、それから蓄積をする
部分と、他に奢侈的に使用される部分
が非常に多いわけでありまして、この部
分を捉へる方法として奢侈税その他の
いろいろの税制といふものが考へ得る
と思ひますが、やはりこの部分を最も
合理的に、そうして完全に捉へる方法
は、累進率を高めるといふ方法が一番
良いといふことは、いろいろの學者が
言つておる通りであると思ふのであり
ます。又資本の蓄積を妨げておること
の最大の要因は、決して税が重いと
いうことばかりではないのでありまし
て、むしろ現在において最も大きな要
因といふものは、インフレーションが
ます。インフレーションが激化して、
それがなかつた立派な点にこそそ
求めらるべきであらうと思ふのであり
ます。そうして見ますと、税制につ
いて累進率を多少低めまして、その
結果インフレーションが激化し、或
いは健全財政の確立といふことが多少
も妨げられますならば、資本の蓄積に
資するといふ観点も、十分にその税率
を低めるといふ理由にはならないので
はないかと思ふのであります。所得税
法案について私が述べたい点は以上の
二点であります。尚、聊か意地の悪い見
方をいたしますと、この法案は表に勤
労所得の軽減、小所得の軽減といふこ
とを謳つて、実はこの累進率を、所得
税全体としての累進率を低めるとい
ふ点に本當の目的があるのではないか、

本家が、或いは大所得者が非常に切
詰めた生活をいたしまして、その余り
を挙げて資本の蓄積といふ部分に向け
るかどうかといふ点には甚だ疑問があ
るのであります。御承知のように、こ
の大所得者の所得は生活の必要な部分に
当て得る部分と、それから蓄積をする
部分と、他に奢侈的に使用される部分
が非常に多いわけでありまして、この部
分を捉へる方法として奢侈税その他の
いろいろの税制といふものが考へ得る
と思ひますが、やはりこの部分を最も
合理的に、そうして完全に捉へる方法
は、累進率を高めるといふ方法が一番
良いといふことは、いろいろの學者が
言つておる通りであると思ふのであり
ます。又資本の蓄積を妨げておること
の最大の要因は、決して税が重いと
いうことばかりではないのでありまし
て、むしろ現在において最も大きな要
因といふものは、インフレーションが
ます。インフレーションが激化して、
それがなかつた立派な点にこそそ
求めらるべきであらうと思ふのであり
ます。そうして見ますと、税制につ
いて累進率を多少低めまして、その
結果インフレーションが激化し、或
いは健全財政の確立といふことが多少
も妨げられますならば、資本の蓄積に
資するといふ観点も、十分にその税率
を低めるといふ理由にはならないので
はないかと思ふのであります。所得税
法案について私が述べたい点は以上の
二点であります。尚、聊か意地の悪い見
方をいたしますと、この法案は表に勤
労所得の軽減、小所得の軽減といふこ
とを謳つて、実はこの累進率を、所得
税全体としての累進率を低めるとい
ふ点に本當の目的があるのではないか、

そうして又勤勞所得税の軽減というところとそれ自体も、又物價体系の改訂というところを機といたしまして、近い將來において必ずしも激しくなると思われまします。その賃上げの争議におきまして賃金に含めて要求される。そうして結局資本に轉嫁されますところの所得税の部分を、あらかじめ國家の減收、即ち勤勞所得税の軽減というところにおいて資本のために配慮をしてやつておる。そうしてそれを改めて別の方法によつて、即ち消費税の増徴、取引高税の新設というふうなことによつて、小額所得者、勤勞消費大衆からこれを徴收しようというふうな考えられておるのではないかと、いふふうにも考えられ得るのであります。

次に法人税法の一部を改正するという法案についての私見を同じく二つ申し上げたいと思ひます。法人税法の改正の要點は、まず法人の普通所得につきましては、現行税率によりますと、内國法人が百分の三十五、外國法人が百分の四十五となつておりますのを、その差別を撤廃しまして一律に百分の三十五とする。次に法人の超過所得につきましては、現在資本金額の一割を超える場合が百分の二十、三割を超える場合には百分の三十という三段階になつておりますのを改めて、三割を超える部分に対して百分の十、五割を超える部分に対して百分の十五、十割を超えたところの部分につきまして百分の二十という三段階にする。そうして更に、現在法人の資本金額に對しまして千分の五という率でかけられておりますところの資本課税を廢止するといふ點が改正の要點であるかと考えます。そこで

問題となりますところの第一の點は、法人の超過所得に對するところの課税率の引下げと、それから法人の資本金額に對するところの課税の廢止との關係であります。即ち超過所得に對するところの課税率が引下げられたにつきましては、現在事業会社の資本金は、多くは戦前のままである。その名目が従つて比較的小額であるの對しまして、利益金の方はインフレーションのために大きな名目で現われておる。従つて利益率が非常に高くなつておるといふ理由によるものと思ふのであります。若しそうだといたしますならば、この比較的小額の資本金に課せられま

かではございません。併しながらその外資によつて日本の經濟を復興するた

めには、日本の經濟を全体として見ま

して、最も必要な部分に最も有効な方

法によつて導入することが必要であらうと思ひます。

るの資本課税を廃止するという点が改正の要点であろうと考えます。そこで

非常に大きいという点につきまして、私は、私もこれを認めるに決してやぶさ

カパーするために、主食その他極く少数の特定の物品を除きまして、殆んど

のように、これは一九一八年ドイツにおいて初めて創設されました、その後

らずどうしても買わなければならない商品であるかという、その商品乃至

労働に對しますところの需要の弾力性の対象にしようというふうに考へることが出来ます。ところが先程申しましたように、現在の勤労者は殆んどその月収の全部を日用の生活の必需品に對して支出してゐる。そしてそれでも尙且つ足りないというふうな状態であり、そこでこの勤労者、小消費者が買いますところの商品には、すべてこれは取引高税が含まれて彼に轉嫁されるものと考えなければならぬと思ふのであります。これに反しまして大所得者、高額消費者は、その消費物件の中にはいろいろな奢侈的な商品もある。不必要なサービスもある。そこでそれらものについては轉嫁の余地はないというふうに考へることが出来ます。先程他の公道人の方から取引高税について、この税のかからない物資の範圍を拡大すべきだという御意見がありましたけれども、その部分を拡大すれば、税収を上げるという点から見れば、殆んど取引高税を課する意味がなくなる。又そういう免稅の範圍を今のように殆んど主食というものに限つて置きますと、これは小消費者については極めて轉嫁されやすい税であるというふうにならざるを得ないのであります。而も取引高税につきましては、その取引の各段階に課せられるようであり、積重なつて参ります。そしてその勤労者乃至小消費者に轉嫁される税額といふものは一％ではなくして三％或いは五％というふうな額が轉嫁されざるを得ないというふうになつておるのであります。ドイツ、或いはフランス、アメリカの統計によりますと、最高は六・六％というふうな課税率になつて

おると承知いたしておる次第であります。以上述べましたのは、取引高税が少額の消費者に對してどういふ影響を及ぼすかという点、それについての私の疑問であります。第二の点は、この取引高税が小業者、即ち中小の商業者に及ぼすところの影響であります。これにつきましては、取引高税とそれから利潤との乖離と言われておるところの現象を考へてみる必要があると思ふのであります。この取引高税は御承知のように販賣の總額、販賣高に對して課税されるものでありますけれども、その營業の純益が異なるに従ひまして、納税後の純益に對しますところの課税の割合は著しく異なつて参らざるを得ないのであります。これを例えて申しますならば、販賣總額がいずれも百万円の二つの營業があるとしたら、一万円でありましたところがAの方の純益は五万円、Bの方の純益は三万円といたしますならば、純益に對しますところの取引高税の割合は異なると思ふべきではないのであります。ところが御承知のように一般に少額の營業、小業者ほど資本におきましては、その他の市場に對するところの知識等におきまして、劣つてゐる。そして競争力が弱い。殊に我が國におきましては、小業者の数が非常に多いと、そのためにその間の競争が非常に烈しい。又金融上その他、小營業は間屋であるとか製造者であるとかいふふうな非常に非常に依存するところが多いといふところにおきましては、どうしてもこれらの小業者の純益といふものは少くならざるを得ないのであります。そこで、こういうふうに同

じ額の同じ率の取引高税が課せられましても、その純益に對する割合といふものは、負担は非常に重くなつて参るわけでありまして、そういう方面から取引高税は小業者を圧迫するといふ傾向が強いと思ふのであります。又前に述べましたように、取引高税が各段階に課せられる、そしてそれが累積する、積重なつて来るということを中心として、これを回避し、そして商品の價格の中に含まれますところの租稅の部分を一％でも減らして、そして競争上有利な地位を得ようという運動が、この税が課せられましてもどうも起つて参ります。そして、そのためには合法的に企業が縱に合同をするといふことが盛んになる。或いはフランスにおいて盛んに行われておりますように、半合法的に商品を取引しても、それを賣買という形式をとらずに、商品を預かるといふような形式をとる。或いは賣買の段階を少くするたために、ごまかすといふようなことが非常に盛んになつて来る。乃至は生産者、製造者の直賣といふような制度が行われて来る。サード・ディ・ステーションを設けて生産者が直接物を賣るといふような点が多くなる。これらの点から小業者は競争場裡より敗退せざるを得ないわけでありまして、取引高税法案につきまして、私の考へておる点をやはり二つ申述べたわけでありまして、以上私は三つの税につきまして、各々二つの点、合計六つの点を申述べましたわけでありまして、これを要約いたして見ますれば、資本に比して労働の負担が大きい。大所得者、大營業者に比較して小所得者、小營業者の負担が今より多くなりはいないだろうか。併し

ながらこの小額所得者或いは小營業者、勤労者の負担が多くなるという点から、私はこの二つの法案が悪いといふわけではないのであります。そういう勤労者であるとか或いは小營業者の利益を代表してその立場から公述される方は、おのずから外にあるかと思ふからであります。私が申し上げたい点は、このような税制を改革する、このような影響があるところの新税を創設すること、それ自体の中に、健全財政の確立を妨げる要素がある、インフレーションを今よりも激化させ、そして日本の經濟の回復を遅らすところの要素がある。そしてそれらの間に非民主的な或いは反民主的な勢力が躍出し、それが伸長するのを助長する要素を含んでゐるのじやないかという点であります。即ち以上六つ述べました点をもう一度要約いたして見ますと、租稅制度の重点が、こういうような改革によりまして、直接税から間接税中心に移つて來つた。而も所得税の果進率が低められつた。そこで税制全体として見ますならば、非常に逆進的な租稅制度になつた。それはなからうかといふことであります。そのことは、どういふことか申しますと、國民の一人々々が負担するところの租稅の額が、國民の租稅負担を國民の總數で割つた、即ち女も、男も、赤ん坊も、年寄も、全部含めて國民の租稅負担額を割つた平均税率に段段近くなつて來るといふことになる。この國民の租稅負担額を、女も男も赤ん坊も年寄も含めた國民全体で割つた國民一人当りの租稅額といふものを求めて、これを生計費によつて補正いたしまして、實質的な國民平均租稅率と

いふものを出して見ましたところによりますと、昭和二十二年におきましては三九・六％という非常に高い率になつております。國民はその所得の四割を租稅として取られてゐるという勘定になるわけでありまして、そして税制全体が逆進的になり、惡平等的な租稅負担が國民に課せられるというふうになつて参ります。所得百万円の人、所得十萬円の人、所得五萬圓の人、同じく四割の税金を徴せなければならぬといふふうになつて参る。そういういたしますと、所得百万円の人が四十萬圓の税を納めるといふのは非常に容易になりますけれども、所得五萬圓、十萬圓の人が二萬、四萬の租稅を拂うと、その後では到底食つて行けないという状態が起つて來る。小額所得者、中額所得者といふものは没落せざるを得ないのであります。この小額所得者或いは中額所得者の没落といふことは、勤勞意欲の向上といふことが、日本にとりまして殘された唯一の經濟復興の原動力であるといふ、現在の生産の復興といふことを、それだけ遅らすといふことになる。或いは又社會的に考へますと、それらの中小所得層の没落といふ間隙を縫ひまして、非民主的な勢力、反民主的な勢力が躍出し、危險があるといふことに外ならないと思ふのであります。又税制の中心が間接税中心に移行いたしますと、その收入の金額と時期とを正確に予測することは極めて困難になる。そして又それを完全に捕捉し、徴收することも又容易でなくなるというふうになつて参ります。これは、例えば「たばこ」新生の例を見てもよく分る。或いは又遊興飲食税であるとか、物品税といふものに

一割五分前後の勤勞所得税は、決して、税金の他の間接税的なものを含め、税収の全体に占める割合が、に互の間接税であり、一切の有りとあ、恐らく二十回、三十回の取引高税が含まれて、すでに説明したところである。

最後に、取引高税は租税収入として実現するよりも遙かに大きな生活圧迫を、特に勤勞國民の生活に加重することを忘れてはなりません。ここに取引高税の非國民的な、非民主的な最大の惡税たる所以があるのであります。從來の個々の商品に対する間接税は、それだけ國民生活を圧迫しておりますけれども、併し課税額だけは國庫収入となつたのであります。だが取引高税は極端に廣汎な脱税行為が行なわれるばかりでなく、又恰も關稅の如き役割を演ずるのであります。取引高税によつて保護されるのは、外ならん獨占資本の獨占價格のみであると言ふことが出来るのであります。従つて勤勞國民は取引高税が國庫収入となる金額の幾倍、幾倍の金額を、取引高税によつて負担せざるを得ないのであります。それは獨占資本家と、獨占資本家の懷の中に入つて行くのであります。以上は取引高税の我が國における一般的解説に過ぎません。當面の取引高税の重要な意義は、本來こうした性質の取引高税が、具体的に前代未聞の膨大算の財政的支柱として取上げられようとしておるところにあり、而もこの膨大算が外ならん物價改訂を前提條件として、その基礎に立つて編成されんとおるところにあるのであります。だから當面の取引高税は物價改訂の上に展開され、膨大算の実施の過程においてその機能を發揮して行くのであります。取引高税の前述の四つの影響と結果とは、極度に尖鋭化せられることになるのであります。こゝには、更に改めて指摘されねばならぬのであります。今國會に提出されて

おる前代未聞の膨大算の國民生活を聊も豊かにするものではない。國民生活の何等の改善をも企圖するものではなく、むしろ國民生活を不安と恐怖のどん底に突き落そうとしておることについては説明を差控えます。だが予算が膨脹すればする程、物價はそれだけ騰貴するものであります。物價騰貴の傾向はそれだけ促進されるのであります。だからこそ過去においても膨脹予算の実施のためには、何時でも低物價政策が採られ、物價騰貴を抑えるための手段が採られざるを得なかつたのであります。然るに現在の國會に提出されておる前代未聞の膨大算は、驚くべきことには前代未聞の物價の大幅吊上げの基礎の下に編成されておるのであります。前代未聞の物價の大幅吊上げとは何か、物價改訂が即ちこれであり、何故物價改訂が前代未聞の大幅吊上げなのか、物價改訂は現在尚、具体的な内容を明示されてないのに、どうして前代未聞の物價の大幅吊上げであると断定し得るのか。それは鉄道運賃の値上率の大幅さによつて推定することとができる。特に三・一物價体系と新物價体系とを理解することによつてこの三・一物價体系と新物價体系との思想的な、本質的な繋がりを見長することによつて、取り分け市田内閣の外資導入の基本方針を通じてはつきりと断定することができるのであります。三・一物價体系は戦前に比較して物價を十倍に、賃金を五倍にといふことを根幹とする公定價格の改訂であつたのであります。三・一物價体系は終戦以來崩壊し、混亂し続けた物價体系に対して、第一に物價と賃金の開きを定着

化し、この兩者の拡大化の方向、即ち實質賃金の低下傾向を確立したのであります。第二にインフレによる物價騰貴の主導性を農産物價格から制奪しようとしたのであります。この二つは、食糧危機に基く農産物價格の上昇によつてリードされていた物價騰貴だつたのであります。三・一物價体系までの、物價騰貴までの本質です。この三・一物價体系が預金封鎖と五百円の枠によつて國民に強制されたのであります。だから労働者の賃金は物價騰貴に追付くことができなかったつまつたし、農民はこのとき以來供出價格では生活することができなくなつて、公然と農産物の闇販賣をしなければならなくなつた、中小工業者の経営難が始まつたのであります。言葉を変えて言へば、三・一物價体系は、獨占資本の過剰利潤獲得のための、特に獨占價格の再確立を意圖するものではありましたが、決して過小生産から拡大生産へ轉換し、インフレを喰止め、危機を乗り切つたための物價体系ではなかつたことは、その後の經濟事情が完全にこれを裏書きしております。轉じて新物價体系は千八百円ベースを基礎として、戦前に比較して「物價を六十五倍に、賃金は百倍に、賃金を二十七倍に」を根本原則とする物價体系だつたのであります。従つて農工價格の鉄鋼價格差の完全な復活と、獨占價格の完全な確立とを実現する物價体系であつたのであります。かくて新物價体系は労働者の飢餓状態を一層促進し、正に緩慢な餓死状態に陥れました。農民は農産物を闇賣りしても、肥料代と農機具價格と税金とによつて吸上げられ、農業経営は極度に困難なものになつて行つたのであります。中小工業は急速に破産し始めたのであります。だが生産は一向に拡大化の方向は採らなかつた。而も停滯しかけた物價騰貴は急角度を以て上昇し、インフレは新たな方向へ再出發的なコースを取つて躍進し続けたのであります。新物價体系が発表された明けの月の物價の騰貴は、実にそれまでの物價騰貴の二倍乃至三倍に達したのであります。統計は四割の價格騰貴を一ヶ月のうちに示しております。

これが三・一物價体系から新物價体系を通じて、今日に至るまでの物價變動と、かかる物價變動の國民生活に與えた影響の真相であります。而して當面する物價改訂は、かかる物價變動、かかる國民生活の惡化を極端に拡大し、強化することを至上命令とする物價体系の再編成であると言わねばなりません。何故ならば、當面の物價改訂は獨占利潤の二重化、二倍化を実現する物價体系の樹立を根本目標としておるからであります。というのは、當面の物價改訂は外ならん外資導入のための物價体系であるからであります。計画されておる外資導入とは、單なる資本輸入一般ではなく、獨占資本を通じての資本輸入であります。かくて我が國の獨占資本は、自己にとつて獨占的超利潤が必要であるばかりでなく、導入外資に対しても獨占的超利潤が更にその上に必要となつて來たのであります。何故ならば、我が國の獨占資本は導入外資に対しては獨占的超利潤を支拂わなければならないからであります。かくて二重の獨占的超利潤、二倍の獨占的超利潤を打出す超獨占價格が、外資導入のためにはどうしても必要となるのであります。だが、このような超獨占價格を可能にするためには、物價の全面的な吊上げ、特に極めて大幅に物價の全面的な吊上げが不可欠の條件であります。このことなしには、二重の獨占的超利潤を含む超獨占價格の存在を可能にするような物價体系の再編成、即ち總價値の分配替えは、絶対に不可能だからであります。それ故に膨大算の前提條件たる當面の物價改訂は、三・一物價体系や、新物價体系とは比較にならないほどの極度に大幅な物價引上であることが断定されざるを得ないのであります。膨大算の前提條件としての物價改訂とは、將にかかる性格を初めから予定されているのであります。かくて膨大算の実施の前に、既に國民が想像することができないほどの前代未聞の物價の大暴騰が準備されているのであります。國民の生命を制するやうな物價改訂が、膨大算の蔭に隠れて國會をこっそりと通過しようとしてゐるのであります。私はこのことを特に強調しなければならぬ。將に國民生活の破局は迫り來りつつあるのであります。このやうな前代未聞の物價の大暴騰の上に、前代未聞の膨大算が展開されたならば、國庫収入はもはや紙幣印刷機のみ頼るほかはないのであります。國民の租税負担力は完全に減殺されてしまふのであります。將にかかる状態の下に取引高税は、前述の一般的な特徴と性格とを強化しようとしてゐるのであります。極端に欠乏した勤勞國民の生活の二割前後を吸上げるのであります。二倍の獨占的超利潤を保障する超獨占價格を更に一

層吊上げるのであります。閣下インフレーションを更に一層助長するのであります。而も取引高税は、國庫収入を増大するよりも更に幾十倍かを、國民の合所から閣下と独占資本の金庫の中に運び込むのであります。だが、このために七千万の同胞は生活苦にのたうち廻らざるを得ないであります。恐らく一千万の同胞は餓死にさらされるのであります。このような結果を招く取引高税に対して私は反対します。特にこのような取引高税の破壊的作用の根柢をなすところの、雇大予算の蔭に隠れているところの物價改訂に対して、私は絶対に反対であります。

これで私の公述を終ります。若し許されるならば御質問に應じたいと思ひます。

○委員長(藤田英雄君) 次は加川義一君にお願いします。

○公議人(加川義一君) 今回政府において立案されました税法改正並びに取引高税の設定につきまして、私達税務行政の第一線に携わる者の立場から、一言意見を述べさせて頂きたいと思ひます。

まず今回の改正を三つの点から考えてみます。第一は現在の租税制度の中における今回の改正、即ちこの改正案が現行の租税体系の中に採入れられた場合、収入と財源とはどういう工合になるかという点であります。第二には税務行政の面から見た改正の問題、即ち徴税機構の現状から見て、この改正案はどのような影響を持つていくかということなっております。第三には前の二つの点を考えました後、國家財政、國民經濟の全体から見た場合、この改正がどんな意味を持つていくかと

いう点であります。

まず第一の点について申し上げますならば、現在の租税制度が非常に複雑であり、且つ大衆課税的な要素を多分に持ちつつあるということが言えると思うのであります。複雑な状態と申しますのは、明治末期以来、度々の税制改革によつて整理されたとは言ひながら、尙現在の租税体系、殊にこれは地方税の分野においてあります。多くの税種がまだ存在し、これが一定の基準に則つた税体系に整備され、確立されていないという点であります。又大衆課税的と申しますのは、御承知のごとく最近の税制が、直接税より間接税の分野にその收入の中心を移しつつあるという点を指すのであります。このような消費部門に財源を求める、そういう結果が大衆の税負担を増大するということは、前の公述人の方々も御指摘になつたように、皆様のすでに御存じの通りであります。税制がこういう現状にあるとき、今回の改正案の内容を見ますと、大衆所得税、法人税等、直接税部門におきましては軽減の傾向があり、物品税、酒税等間接税部門においては大幅に増徴されるという上りな傾向にあります。このことは前に述べましたように、間接税を中心とした大衆課税的傾向が益々強化されるという点になりまして、果して大衆の中にこの改正により増収を見込まれるだけの余裕財源があるかどうか、そういうことを考えねばならないと思ひます。政府が今回発表する数字によりますと、所得税の改正による減収の主なものは、給与所得で約四百億、営業所得で百六十五億、農業所得で百四十億等であります。合計七百六十三億円の

減収という見込みであります。併しこれは負担の軽減率を見ますと、源泉徴収分では所得の増加に比例しておる、即ち収入の多い者は軽減率が有利になつておる。又申告納税の分即ち事業所得、農業所得等の分におきましては、大抵年收五十万円から百万円の程度の階層が一番軽減率が大きでありまして、それ以上の部分はやや通減の傾向があるように見受けられます。この結果から見ますと、何れにいたしましても、小額所得者、勤労大衆或いは中小企業者、貧民、そういうふうな人々においては負担軽減の割合が悪いといふことが言えると思ひます。更に先程武田助教授から御指摘になりましたように、こゝにたつた勤労所得税の軽減と政府が稱しておられますことが、名目的にも實質的にも決して負担の軽減にはなつていないという点も併せて指摘できるところであります。

次に増収分総額約二千四百億の内訳を考へて見ますと、國民一人平均約二千五百円の負担増加となります。而もこの増収の大部分が消費税、流通税部門から賄われる。即ち大衆課税的な税法改正によつて充されるということでもあります。更にこの内容に立至つて行きますと、物品税の改正の中において奢侈品の税率を引上げ、生活必需品の税率を引上げるといふような点が見受けられます。この改正が大衆課税の強化であるといふことはつきりと申上げることができるとして、政府がこの改正のときに発表しておりますように、かかる奢侈品に対する奢侈税の税率は百分の百を百分の八十に、それ

以下百分の八十を百分の六十というふうに軽減している。これに對してもその課税が適正でないと思ひます。ありまして、それならば入場税に對して百分の百五十、十五割の課税をしておる、この税率が果して適正であるかどうか、非常に疑わしいと思ひます。得ないものであります。又物品税等の流通税の上に更に取引高税を設けて二重課税をするといふことが、租税原則の上から見まして果して公平であるかどうか、幾多の疑問の余地があると存するであります。さういふ問題は詳しく論じておりますとまだ沢山あります。一應このような改正をして増収を図る財源はどうなつていくかを検討して見たいと思ひます。

政府の発表による二十三年度國民所得の推計は一兆九千億となつておりますが、この所得分布の方から見ますと、勤勞所得が三六%、事業所得が六一%といふふうに見込まれており、課税見込所得は勤勞所得で二千六百四十億、事業所得においては四千七百二十億といふふうに発表されておるのであります。これを二十二年度における所得分布に見ますと、勤勞所得は二十二年度では三三%、事業所得は六四%といふ数字になつて現れております。インフレの進行過程にありましては、勤勞所得と事業所得の國民所得の分布の中に在る比率は、インフレの進行に比例して段々差が開くといふことが常識的に考へられるのであります。然るに政府が二十二年度よりも二十三年度において勤勞所得の所得分布が増大し、事業所得の分布が軽減しておるといふように発表しておる、さういふ計算根柢において非常に疑問の感を持つ

であります。ここに對して政府の國民所得の推計に大きな誤まりがあるのではないかと考へられるのであります。このような誤まつた國民所得の推計の上から出されてくるこの税収といふものが如何に大きな意味を國民の生活内容に持つて来るかということ、申上げるまでもない点であります。

次に事業所得、即ち申告納税分の勤勞所得源泉徴収分の徴収実績の面から申しますならば、昭和二十二年度においては申告納税分は大體納税の期限年度末には大量に納入されるのであります。その間の物價騰貴の状況を考へますと、大體において申告納税分においては實質利益が二百三十二億程事業所得者において有利になつていくといふことが指摘されるのであります。こゝにたつた点と、更に二十二年度の徴収実績が、收納決算見込において、源泉徴収分においては四一%当初の予定額よりも増徴となり、申告納税分においては僅かに二%しか増徴されてないといふ点を考へ合せて、更に國民所得の計算が誤まつていないのではないかと、さういつた徴収実績の面を考へての計算をいたしますと、事業所得の財源の中に、この改正法を適用した場合、尙五百億程度の増収が期待されなければならぬといふ氣がいたすのであります。それは政府がこの事業所得における課税見込所得を過小に評價したのか、或いはその間における脱税を見込んだのか、或いは税収の時期的な「ずれ」を見込んだのか、いずれにしても増収実績或いは生産指数、或いは物價騰貴の場合といふことを考へまして、この改正案で以てこゝにいつたよう

とすること、容易に考へられるの

騰貴の場合といふことを考えまして

そういつたものとの關係を考えて見ますと、昭和五年・九年の平均の國民所得に對しまして、二十二年度の國民所得は大体百倍になつております。一方又國稅の負擔額を見ますならば、昭和五年・九年の平均に對しまして、國稅負擔額は二百倍になつておる、即ち國民所得の倍以上の國稅負擔がなす

も國民所得の倍以上の國稅負擔がなされておるのではありません。今度の予算案について考えますならば、二十三年度においては、國民所得は百七十倍程度、これに対して國稅負擔額は実に三百倍以上になるといふことが言えるのであります。そうしてこの國民所得のうちにおいて、勤勞所得の分は、どういふふうになつておるかと言いますと、勤勞所得は二十二年度においては、僅か四十倍程度のものではあります。ところがいつたような國稅負擔の増加といふものが、勤勞者の生活を圧迫し、最低生活費に喰ひ込んでいくことは、家計調査におけるところの公租公課負担——その生計費における公租公課負担の部門の、勤勞收入或は飲食娯樂費に対する支出の割合について考えて見ても言えるのであります。即ち昭和

十二年頃の公租公課負担の割合は、労働収入の約七％に當つておるのでもあります。それが、昨年度におきましては約十一％になつておるのであります。而もこれをその飲食物費の支出について見まするならば、公租公課負担の割合が、実に一三％になつておる、全勤勞收入に對して一％であり、飲食物費について一三％というこの比率の近似にしているということは、何を物語つてゐるかと言いますと、この勤勞收入の殆ど大部分が自分の最低生活を支へ

るための飲食物費に費されるという事実を物語るのであります。更にこれに對する公租公課の負担の増大によつて、生活費の中に喰込んで來てゐる、即ち租税負担によつて、勤勞大衆は、自分の生活費を切り削いてこの租税を負担しているという事を物語るのであります。而も一方生産増強を見ますならば、生産の指數がここ数年以來何等の増加を示さないという事は、常に皆さんも御存じの通りでありまして、かくては、このような間接税中心の、即ち大衆課税的な税制により、國民大衆から多く收入される歳入というものは、徒らに放漫な財政支出となつてインフレを昇進してゐる、そして國民大衆の生活を脅かしてゐるという結論に達せざるを得ないのであります。即ちすでにこの國税をこの上増加させるという事は、國民一般大衆の負担能力の限界を超えてゐるということが言えるのであります。このことが、労働力の再生産を不可能ならしめんとしているものであります。こういうふうな状態がありますときに、我々は、然らばどうしたらいいかという点について、更に財政政策というものに對して、再検討の必要があるのではないかと考へざるを得ないのであります。更に政府が発表してゐるやうに、經濟復興五ヶ年計画というものがあつたが、この予算案及び予算案に盛り込まれたところのこの税法改正というものが、この經濟復興五ヶ年計画との関連においてどういふ意味を持つてゐるか、そういう点を考へれば、こゝにいつたやうな大衆課税による毎年の勤勞大衆の労働力の再生産を妨げ、その生活費の中に喰込んで行つ

て、そのために最低生活を切詰めて行くといふやうな結果が、果して經濟復興にどの程度役立つものであらうかといふことが當然考へられるのであります。

以上のような三つの点から考へまして、我々税務行政に携わる者といつたしましては、今回の改正案に對しては、どこまでも反対せざるを得ないのであります。そしてこの反対と共に、それによつて補われる、この改正案の反對によつて予想される減収と申しましたやうな、他の余餘財源というもののところの再検討、それから更に國民所得に對するところの資料の再検討、そしていつたやうな面からいたしまして、そして當然それを補うだけの財源が見出せるのではないかと考へておるものであります。政府がこゝにいつた、先に申しました所得税、法人税の財源を補うために、この取引高税の設置という事を考へておられますが、現今税制はすでに行詰りの段階に來ておるといふことは、すでに皆さん御存じの通りであります。この行詰りの段階において、こゝにいつたやうな巨額な減収を見込むといふことができないという税は、取引高税とか、或いは財産税、通常の財産税、二つの中の一つしかないと思はれるのであります。それ故に政府がこゝにいつたやうな取引高税の政策を採つたといふことは、すでに政府の財政政策全般において、勤勞大衆からの犠牲によつて資本主義的な國家の再建といふことを考へてゐる、即ち國民大衆から搾り取つたものによつて國家の財政を賄おうとする、而もその財政の内容においては放漫支出が大半を占

めておるといふことになるのであります。こゝにいつたやうなことを考へますと、我々は税務行政に携わる者といつたしまして、又勤勞大衆の一員といつたしまして、今回の改正案並びに取引高税の設置に對しては絶対に反対する者であります。終ります。

○委員長(黒田英雄君) 近藤次君にお願いいたします。

○公議人(近藤次君) 今朝程から大分皆さんいろいろ御意見がありまして、私が言わんとするところは殆んど言ひ盡してありますので、簡単に中小工業者の立場から見ました今度の税制改正につきまして、かねて研究いたしましたものについて申上げたいと思ひます。

今度の税制改正につきましては、随分政府が御苦心であらうと思ひますが、併し只今公議人の方からもお話がございましたやうに、日本としては税の負担力がもう極点ではないかと思ひます。これ以上税を取るといふことが果してどうかといふことが一番大きな問題じゃないかと考へる。それでも金が必要だからどうしても政府は金を取らなければならぬ。こゝにいつたことを考へられると思ひますが、今しばしば皆さんからお話がございますやうに、一つは政府の支出をよく再検討する必要がある、閣取引からして税が取れない、併しながら取れないといつてからこれを放棄して置くといふやうな形にあることは其の國民として満足が得ないわけでありまして、こゝにいつた見たがどうしてもできない、あややつて見たがどうしても方法がない、こゝにいつたことでありますれば、時としては國民としても納得が行くかも知れませんが、今政府のやつております徴税の何を見ますと、正直な我々みないな勤勞の者からは免れないやうに取られまして、そしていよいよ閣の方には取られ方がないのだ、こゝに簡単に片付けられておることは遺憾だと思ひます。どうかこの点について或いは具体的に御苦心があるだらうと思ひますから、政府としましてはどういう方法を以てやつておるかにつきましては、もう少し國民のこれならば仕方ないと思ふ程度までの御説明をお願いいたします。今度の所得税につきましては、各目所得の増加に對して高率の課税を適用します結果、生産の方面から行きまして規模を縮小します虞れが非常にあります。殊に中小工業につきましては、この点について甚だ面白くない結果を生むのじやないかと考へます。尙地方税の負担を考へますときに、誠にこの点について心配の点が多いと思ひます。具体的には只今いろいろお話がございましたから、こゝに抽象論のやうであります、大體を申上げます。

最も今問題になつております取引高税は、これはどう考へても不公平な課税であります。つまりインフレ・ション或いは閣取引を誘發する大きな通りでございまして、勤勞所得の税金を減らす、こゝにいつた政府は大變勉強されたところを見せておられますが、一方に物價の改訂と相俟つて、結局取られる税金は、先程お話がありましたやうに、時に今拂つておる税金より多くなりしなないかといふ疑いさへ相當強く感ぜられるのであります。併し差当りどうしても政府としてそれだけの金が必要なんだといふことになつて、これを若し何かの形においてやるとするならば、こゝにありませんやうに四、五回といふことを新聞にも出してあります、實際は庫出税金みたいなものになりまして、十回以上も税金のかかるものが少くないのであります。そこで課税される対象物の税の課せられる回数をよく考へて、そしてまあ希望としましては一回にお願いしたいのであります。この回数を一向構わずに、ただ課して、こゝにいつたことは非常に乱暴じやないか、もう少し、少くとも何階級かに分ける必要があるのじやないかと考へます。

二

そこで今度少し話が違ひますけれども、例へば独占禁止法といふやうなものがございます、そのために今持つてゐる貴族、株式等をすべて新しくできた法律によつて本人の自由意思に従わない処分をしなければならぬ、そうすると、昔、金で買つたやつが今給にも付かない値段で賣られる、そしてそれが超過利得になる、これは物が違つておりますので、今紙幣で以て処分されたものは超過利得とは考へられないのであります。まあ、それはそれとしても、この点につきましては政府もいろいろ考へて超過利得を課税しないことになつたやうであります、大變正當だと思ひますが、尙これと同じやうに、独占禁止法と同じやうな法律によつて本人の自由意思によらずして、法律の命令によつて強制処分されるといふやうなものに對して、今言つた超過利得をやはり免除されるべきだと思ひますから、少し今の取引高税とは違ひますが、併せてそ

民としても納得が行くかも知れませんが、今政府のやつております徴税の何を見ますと、正直な我々みないな勤勞の者からは免れないやうに取られまして、そしていよいよ閣の方には取られ方がないのだ、こゝに簡単に片付けられておることは遺憾だと思ひます。どうかこの点について或いは具体的に御苦心があるだらうと思ひますから、政府としましてはどういう方法を以てやつておるかにつきましては、もう少し國民のこれならば仕方ないと思ふ程度までの御説明をお願いいたします。今度の所得税につきましては、各目所得の増加に對して高率の課税を適用します結果、生産の方面から行きまして規模を縮小します虞れが非常にあります。殊に中小工業につきましては、この点について甚だ面白くない結果を生むのじやないかと考へます。尙地方税の負担を考へますときに、誠にこの点について心配の点が多いと思ひます。具体的には只今いろいろお話がございましたから、こゝに抽象論のやうであります、大體を申上げます。

最も今問題になつております取引高税は、これはどう考へても不公平な課税であります。つまりインフレ・ション或いは閣取引を誘發する大きな通りでございまして、勤勞所得の税金を減らす、こゝにいつた政府は大變勉強されたところを見せておられますが、一方に物價の改訂と相俟つて、結局取られる税金は、先程お話がありましたやうに、時に今拂つておる税金より多くなりしなないかといふ疑いさへ相當強く感ぜられるのであります。併し差当りどうしても政府としてそれだけの金が必要なんだといふことになつて、これを若し何かの形においてやるとするならば、こゝにありませんやうに四、五回といふことを新聞にも出してあります、實際は庫出税金みたいなものになりまして、十回以上も税金のかかるものが少くないのであります。そこで課税される対象物の税の課せられる回数をよく考へて、そしてまあ希望としましては一回にお願いしたいのであります。この回数を一向構わずに、ただ課して、こゝにいつたことは非常に乱暴じやないか、もう少し、少くとも何階級かに分ける必要があるのじやないかと考へます。

二

併し差当りどうしても政府としてそれだけの金が必要なんだといふことになつて、これを若し何かの形においてやるとするならば、こゝにありませんやうに四、五回といふことを新聞にも出してあります、實際は庫出税金みたいなものになりまして、十回以上も税金のかかるものが少くないのであります。そこで課税される対象物の税の課せられる回数をよく考へて、そしてまあ希望としましては一回にお願いしたいのであります。この回数を一向構わずに、ただ課して、こゝにいつたことは非常に乱暴じやないか、もう少し、少くとも何階級かに分ける必要があるのじやないかと考へます。

併し差当りどうしても政府としてそれだけの金が必要なんだといふことになつて、これを若し何かの形においてやるとするならば、こゝにありませんやうに四、五回といふことを新聞にも出してあります、實際は庫出税金みたいなものになりまして、十回以上も税金のかかるものが少くないのであります。そこで課税される対象物の税の課せられる回数をよく考へて、そしてまあ希望としましては一回にお願いしたいのであります。この回数を一向構わずに、ただ課して、こゝにいつたことは非常に乱暴じやないか、もう少し、少くとも何階級かに分ける必要があるのじやないかと考へます。

併し差当りどうしても政府としてそれだけの金が必要なんだといふことになつて、これを若し何かの形においてやるとするならば、こゝにありませんやうに四、五回といふことを新聞にも出してあります、實際は庫出税金みたいなものになりまして、十回以上も税金のかかるものが少くないのであります。そこで課税される対象物の税の課せられる回数をよく考へて、そしてまあ希望としましては一回にお願いしたいのであります。この回数を一向構わずに、ただ課して、こゝにいつたことは非常に乱暴じやないか、もう少し、少くとも何階級かに分ける必要があるのじやないかと考へます。

二

併し差当りどうしても政府としてそれだけの金が必要なんだといふことになつて、これを若し何かの形においてやるとするならば、こゝにありませんやうに四、五回といふことを新聞にも出してあります、實際は庫出税金みたいなものになりまして、十回以上も税金のかかるものが少くないのであります。そこで課税される対象物の税の課せられる回数をよく考へて、そしてまあ希望としましては一回にお願いしたいのであります。この回数を一向構わずに、ただ課して、こゝにいつたことは非常に乱暴じやないか、もう少し、少くとも何階級かに分ける必要があるのじやないかと考へます。

併し差当りどうしても政府としてそれだけの金が必要なんだといふことになつて、これを若し何かの形においてやるとするならば、こゝにありませんやうに四、五回といふことを新聞にも出してあります、實際は庫出税金みたいなものになりまして、十回以上も税金のかかるものが少くないのであります。そこで課税される対象物の税の課せられる回数をよく考へて、そしてまあ希望としましては一回にお願いしたいのであります。この回数を一向構わずに、ただ課して、こゝにいつたことは非常に乱暴じやないか、もう少し、少くとも何階級かに分ける必要があるのじやないかと考へます。

併し差当りどうしても政府としてそれだけの金が必要なんだといふことになつて、これを若し何かの形においてやるとするならば、こゝにありませんやうに四、五回といふことを新聞にも出してあります、實際は庫出税金みたいなものになりまして、十回以上も税金のかかるものが少くないのであります。そこで課税される対象物の税の課せられる回数をよく考へて、そしてまあ希望としましては一回にお願いしたいのであります。この回数を一向構わずに、ただ課して、こゝにいつたことは非常に乱暴じやないか、もう少し、少くとも何階級かに分ける必要があるのじやないかと考へます。

二

併し差当りどうしても政府としてそれだけの金が必要なんだといふことになつて、これを若し何かの形においてやるとするならば、こゝにありませんやうに四、五回といふことを新聞にも出してあります、實際は庫出税金みたいなものになりまして、十回以上も税金のかかるものが少くないのであります。そこで課税される対象物の税の課せられる回数をよく考へて、そしてまあ希望としましては一回にお願いしたいのであります。この回数を一向構わずに、ただ課して、こゝにいつたことは非常に乱暴じやないか、もう少し、少くとも何階級かに分ける必要があるのじやないかと考へます。

併し差当りどうしても政府としてそれだけの金が必要なんだといふことになつて、これを若し何かの形においてやるとするならば、こゝにありませんやうに四、五回といふことを新聞にも出してあります、實際は庫出税金みたいなものになりまして、十回以上も税金のかかるものが少くないのであります。そこで課税される対象物の税の課せられる回数をよく考へて、そしてまあ希望としましては一回にお願いしたいのであります。この回数を一向構わずに、ただ課して、こゝにいつたことは非常に乱暴じやないか、もう少し、少くとも何階級かに分ける必要があるのじやないかと考へます。

併し差当りどうしても政府としてそれだけの金が必要なんだといふことになつて、これを若し何かの形においてやるとするならば、こゝにありませんやうに四、五回といふことを新聞にも出してあります、實際は庫出税金みたいなものになりまして、十回以上も税金のかかるものが少くないのであります。そこで課税される対象物の税の課せられる回数をよく考へて、そしてまあ希望としましては一回にお願いしたいのであります。この回数を一向構わずに、ただ課して、こゝにいつたことは非常に乱暴じやないか、もう少し、少くとも何階級かに分ける必要があるのじやないかと考へます。

二

れるべきだと思ひますから、少し今

る自由競争を妨げる結果となる恐れがあります。又総ての生産過程を含みます大企業、即ち一大企業はいろ／＼の

加工その他を自分の手で一手にやるものとが多いのであります。然るに單一生産過程を踏んで造つて行きます中小企業というものによつて生産された製品は、大企業に比べまして中間に掛けられるべきところの取引高税が加えられておりますから、少くともこの製品の價格がそれだけ違つて参ります。従つて

これ又中小企業の方が大企業で造つた製品より割高になつて、そしてこれが、庄迫を受けるという結果になりはしないかということを惧れるのであります。これが対策といつたしましては、多少税率は高くいたしましたし、完成製造品に対してその製造課税と云ふものをただ一回限りこれを行なう、そ

公平を期せられ、複雑な累償課税の結果より生ずる混乱を免れることができないかと考える。それからインフレ高進による物價高によりまして、この取引購買力が減退いたしました場合とか、その他の理由によりまして、この取引高税が、營業者の負担となるような場合も高税が、營業者の負担となるような場合も

には、業者は所得税と営業税に加えて、これが負担をいたしますれば、著しく重複課税となるのであります。且つこの税金が外形標準の課税でありますために、如何に取引高が多くても利潤の少ない物品の取引業者もございまして、これと反対の立場にありまして、取引高が少くても非常に利潤の多いと

いう業者もおりますので、この負担の均衡を失する結果となるのであります。それから、これはやや小さい問題です。

ではありますが、我々は多少この点を

懸念しておるのでございます。それは取引高税を、印紙を購入いたしましてこれを納めるというような規定のように聞いておりますが、この印紙を一々買いに行くわけには行かない。従つてこの手紙を省略いたしましたために、予め相当量の印紙を準備購入しておかなければならない。相当大きな会社でございますと、これがために資金が取引業者の手許で相当凝まして、これが全国的に考えられます場合には、金融上に及ぼす影響も相当あるものと考えるのでございます。それからこの取引高税と物品税の關係を無視するわけにも行かないと思ひます。物品税は昭和十二年に創設されました、初めは極く奢侈的な品目だけがこの課税対象となつておりまして、その種類も少なかったものであります。次第にその範囲が拡大されました、現今では重要な財源となつておるのでございます。その物品税と今回の取引高税との關係を見ますのに、その性質において余り変りはない。そのために、いわゆる商品という点だけについて見ますれば、重複課税の感がないでもないであります。従つてこの部分の取引高税を創設するよりも、むしろこれが税率を改正いたしまして、そうして特に奢侈的な物に重税を課する方針を取りまして、この現在行われておる物品税を拡大するのも一方法と考えられるのであります。勿論この品物以外に掛けられます取引税も随分ございしますが、これはこの問題の論外でございます。向この物品税は庫出税でございますので、これが若しもこれに加えて行われます場合には、實際庫出したときに税金を拂うという建前でありまして、その代金が

収入されますまでのいわゆる金繰上の圧迫が業者に加わりますので、この点は更に考える必要があろうと考えるのではありません。それから特に本税の欠点といたしますものは、これは先程申しました累積課税の複雑性と、取引行為の完全なる捕捉が技術的に困難であるために、脱税し易いということでございます。いわゆる正直者が馬鹿を見る結果となる虞れがありはしないか、即ち大会社とか、或いは銀行、保険会社、デパートというような経理組織の明確なところでは完全に納税せしめることができますしやうが、現在大幅に行われておる闇取引というものについては、全く徴収を期しがたい、且つ経理内容が不明瞭な極く小さいような取引業者、又五十円未満の取引に対して、三ヶ月ごとに申告納税をいたしますことによるこの点から、脱税が相当に生ずるものと考えられるのでございます。特に今回の法案を見ますのに、この脱税を助長するのではないかと思われるような原因がございます。それは取引高税の徴収と、取引金額を同時に把握して所得税徴収の資料たしめんとするため、印紙購入に際しまして、通帳による登録制を採用したこととあります。これは政府としては一石二鳥の名案のごとく見えまして、賢明過ぎてこれが愚に落ちると言い得るであらう。一般業者の心理といたしますれば、買手が負担いたします一％ぐらいの取引税を脱税する気持はなくても、自己の取引高を、この取引高税を取るそのために完全に押えられて、これによつて所得税を徴収されては堪らないというようない見地から、一應買手と話し合いでこの脱税をはかるようなことがないとは言

えません。又買手も一%ではあるけれども、安く買えるのだから、これに應ずる處れが多分にあるのであります。で、私はこういうような一々取引高税を押えるために印紙を買いに行く、その印紙を一々登録されて、その集計がその人の取引高となつて、それによつて税金を完全に掛けようという狙ひは、今申上げた通り大変に賢明なようでありますが、これによつて生ずるところの脱税も相当我々は予期されるのであります。それで私が考えますには、この取引高税の増徴というものをだけを一本書に考えるならば、このような印紙購入の登録制はむしろ廃止すべきであります。そうして所得調査では現行の制度を拡充いたしましたし、別途にやるべきであります、これに便乗することは却つて今のような脱税の結果を誘致することになりはしないかと思ひます。若し実施するとともに、その出した結果が果して眞の取引高を示すものでありましようか、そこに印紙を購入する、通帳に書かれたその取引高が、その人の本当の取引高を示すものであれば、この方法もいいと思ひますが、やはりそこに登録された金額を絶対に信じて、税務署がそれを見て所得税を計算するということは非常に危険であります。やはりこれは改めて他の面からやつて、所得調査をしなれば、そこに何らかの脱税があつた場合には、それを信用することができないという結果を考えました場合に、十分この点考慮すべきものではないかと考えるのでございます。それからその税金の金額を締切ります時に、予め買つて置いた印紙が相当ございます場合には、この印紙は取引をいたす前に通帳になつて

おるのでございますから、これを考慮して、この取引高というものの登録の金額を見て貰わなければこれは必ずしも所得税を掛けます基準にならないというところ、これは徴税上の問題でありますが、附言いたしたいと思います、それから更にこの案によりますれば、買手側において、印紙を蒐集せしめる手段といたしまして、早く言えばこの印紙をみんなして直ぐ紙屑に乗でないように、これを集めて置きたいという氣持が出れば、一應まあ受取を貰う時にその印紙が貼つてなかつたり、付いてなかつたならば、要求するという氣分が出るようにという政府の考えでありますし、学校又は社会事業等の職員学生生徒の團體に、印紙交換に一定の交付金を交付することを考えておりますが、これはこの目的が社会事業その他の高尚なものでございまして、一應了解はいたしますが、いかにも迫力がない、むしろこれは一般人に対して百万円の当籤する所の宝籤の如く、これを何枚か持つて来る場合には、こういうような一つの賞品をやるといつたようなふうに、考案される方が、遙かにその目的を達することができるのではないかというようにも考えたのでございします。

結論といたしまして、取引高税は一概にこれを課税と言ひ切ることはできないかも知りません。併し決してこれが適切なものとは言ひ難いことは、これは事実でございます。併しながら今日の如く予算の審議を急速に終了することに迫られておりますので、且つこの理想的代り財源も簡單に見出せないからには、誠に止むを得ざるものと考えられますが、これが審議に当られて

は、以上述べたような欠点も十分考慮されまして、特に徴税技術的対策について深甚なる考慮を拂う必要がありましてと共に、特にこの徴税が比較的容易なものでありまして、且つ弾力性があります。徴税のため行政費の嵩まないに乘じまして將來これが税率の増加をはかることが絶対にないように切望するのでございます。又本税の特質上財政危機を救ういわゆる緊急手段として採用せられたものであります以上、適切な所代り財源を研究せられまして、これが決定の上は速かに廃止すべきであつて、これを永続的徴税手段としてはならないと私は信ずるものでございます。

最後に税制改革に際しまして、何時も私共は考えておりますのですが、考慮さるべき点を二つ挙げたいと思ひます。政府は屢々言われるように、何故故行政整理を断行しないか、これは言うべくしてなか／＼行ひ難いように考えられますけれども、やはり、かくの如く政府の財政の苦しい時には、断乎としてこれを行なつて頂きたい。という考えが一つでございます。それからこの税金を取る、増税をすると申ししましても、實際この徴税の簡易なところだけを考える、即ち取引税にしても、徴税するのに非常に簡単であるから、こういう税を取上げる、所得税にしても、取り易い所から余計取る、實際はこうであつてはならない。即ちむづかしいことではあります。實際取引によつて不当の利得を得ておる業者、いわゆる新段階の所得を捕捉するよゝうなことに何故もつと努力しないか、何とかこれは税務署の拡充をはかり、そうしてこういうような實際負担能力が

は、実際に出したときに税金を拂うという建前であり、その代金が

印紙が相当ございます場合には、この印紙は取引をいたす前に通帳になつて

からには、誠に止むを得ざるものと考へられますが、これが審議に當られて

何とかこれは税務署の拡充をはかり、そうしていろいろな実際税務力が

あり、社会政策面からしても取り得ることであつて、ただ取ることが非常に困難であるという所に、もつと熱意を持たれて、この収入をはかるという点に重点を置かれんことを切望するのであります。特に税本家の体系から申しますれば、これは間接税よりも直接税に漸次移行すべきことが本質でございまして、こういう取引高税につきましても、でき得る限りこれを間接税を止めまして、そして直接税に移行するように考えなければならぬと思つてございまして、それから収入を論ずるばかりではありませぬ。この歳出面の再検討によりまして、縮少を計れるだけ計りまして、インフレの抑制をすることに對しては、十分望ましいこととございまして、そしてこれが補給金等のごときものにつぎましては、十分考慮せられまして、この支出面について、これも収入面と同様に十分な考慮を拂われて、収入支出と共にこれを均衡財政とせられんことを願つてございまして、以上甚だ簡単ではあります、特に取引高税だけに限りまして、時間とございまして、意見を述べた次第でございまして。

○委員長(黒田英雄君) 次に近藤吉雄君にお願いいたします。

○公議人(近藤吉雄君) 私は日本出版協会の理事をいたしております近藤と申します。日本出版協会外六團體を代表いたしまして、ここに公述をいたすわけでありまして、大分長い時間に亘つておりますので、さぞお疲れのことと拝察いたします。従つて要領だけを簡単に申上げて私の意見を御参考にお供したいと思ひますので、甚だ恐縮でありますけれども、暫く御清聴

をお願いいたします。取引高税の問題について、私は意見を述べるわけでありまして、この取引高税については、原則的に私どもは反対の意を表明するものであります。それは今までの公通人の方々が幾多の事由を挙げられましたので、ここに繰返して申上げることの煩を避ける次第であります。生産工程から十数段階のものがあつて最終に至つては一個五分か、或いは二割とかいうような徴税が大宗負担課税になるというふうな問題とか、或いは徴税の形式が凹凸高低などが区々として非常に不公平な徴税の結果になるという点、それから先程も話がありましたように、これが正直者が馬鹿を見るということになる虞れがある。それからブラック・マーケットにおける徴税の捕捉といふことはむづかしいことであるといふような点、それから損失した場合におけるやはり取引高税の課税といふことは甚だ當を得ていないといふような点、それから先に行われまして特別引換税、これにおける脱税とか、或いはいろいろの弊害が、今度の取引高税においても繰返されるという点、それから先程も話した点、それから取引高税に對して、談合によつて脱税されるという点が、行われるであろうという点を挙げます。この取引高税は皆様ににおかれまして相当地な御考慮を頂いて、若し現下の財政状態から、どうしてもこういうふうな徴税方法を採用しなければならぬということでありまして、その根本にメスを入れて十分に御修正を願つて、公正妥當な税にこれをして頂くということ、私共は切願する次第であります。殊に私は出版の關係の立場におります

者といひまして、その特殊性から一言皆様にお聴き願ひたい点があるものであります。それは先程も引例されましたが、書物は生産工程が正に十三段階にも及ぶのであります。これは何か一部門に偏したことを申上げるようでありまして、この出版物、書籍、雑誌といふものは文化國家を造成する上に、社會教育の一環として極めて根本的な重要な役割を果します關係上、我田引水の如き説でありますけれども、その点、特に御考慮を煩わしたものであります。これは一段階毎に百分の一が累積されると、讀者の手に渡るまでには一割乃至一割五分の課税がなされるという結果になりまして、文化の昂揚といふ建前から非常に憂うべき結果をもたらす次第であります。特に文化財といふ建前において、この取引高税の中の出版物については特段の御配慮を煩わしたい。私共常に考へておりますが、民主政治といふのは結局納得政治である。納得の行く政治でなければいかんといふことを私共常に考へておりますが、一面只今聞かるところによりますと、一兆九千億というやうな國民所得の中で、九千億乃至一兆に垂々とする不課税所得即ち關所得といふものが捕捉されないで、比較的安易な徴税方法による取引高税とか、鉄道運賃上げ或いは郵税の引上げ等の安易な徴税方法のみ採用する傾向のあることを、私共甚だ遺憾に思ひ次第であります。これ亦先程申上げますやうに現下の國家財政上どうしても必要であり、眞に止むを得ないことであります。すなわち、私共としては出版事業その他の關係の特殊な立場から、特に代案を持つておるものであります。

その代案について一應お聴き取りをお願い、幸いに御修正までして頂ければ仕合せだと思ひます。その要點は、仮りに出版物発行税と申しております。出版物発行税といふものを設けまして、定價五十円以下のものに対して三十銭、平均定價に対して約一割であり、定價五十円を増す毎に三十銭を加算する。こういうことを採用せられたい。その徴税は収入印紙或いは特別税票を発行して、これを全書籍、雑誌の奥附に貼布することによつて課税の完畢を期す。この案によりまして徴税の不正行為も防止できると同時に、税収入年額一億六千万円を見込むことが出来る。かような意味において私共はこの取引高税の中に特別な取扱を願ひたい。この修正の理由は、出版物が讀者の手に渡る場合に、出版事業から直接に参ります場合と、出版事業から卸賣或いは仲介者、そういつたものを經て三段階或いは四段階を經て讀者の手に渡る。従つてこれを讀者は販賣いたします場合に、直接の場合は一段階しかなく、一は三段階も四段階も經て渡る。こういつた場合に、書籍は御承知の通り定價が付いております。その定價に對して一段階の場合は一割、三段階の場合は三割、或は四割といふやうな、こういうやうなつまり不当な徴税がされるということになり。さうな場合には、小賣店といったしましては、恐らくその三段階なり四段階なりを經た、つまり三割なり四割なり經たものを定價に附して賣るといふことになるであらうと思ひのであります。而もそれが納税される場合はどうであるかと言へば、恐らくその一段階といふやうな建前で納税されるとい

うやうな虞れがある。ここに非常な不合理があり讀者を害することがあり、それから脱税されるという点があるものであります。従ひまして私共はその源泉課税、今申上げるやうな書物に對して、最初にでき上つたときに奥附に証票を貼つて、証票があるものでなくては小賣店で賣れないといふやうな制度をお敷き下さい。それから、徴税といふものが確保される。それは不正が防止される。讀者がそれによつて不当な税を課せられるといふやうなことがなくなる。かような趣旨におきまして、是非この源泉課税、出版物発行税といふものを特設して頂きたいといふことをお願いするわけでありまして、それから今一つの理由といたしましては、返品というものがございまして、これは地方に委託いたしました場合に約三〇％ぐらの戻りがある。その戻つて来るものに對して、始めて一段階、或いは二段階において徴税されたものが、返品された場合にこれをいかに精算するか。この規則の中で還付の請求ができる。こうなつておりますけれども、一段階ごとに徴税されたものが返品された場合に、これをいかにして精算するか。これは技術上非常に煩瑣なことだと思ひのであります。従ひまして今申上げた公明的確なる課税方法である源泉課税、出版物発行税といふことにして、この税源を確保して頂きたい、こういうことを申上げる次第であります。これによつて一は徴税事務が簡易化される、凹凸高低がなくなり、公正妥當なる税負担となる、脱税等の不正が防止される、税源を確保される、いふやうな種々の利点が挙げられます。そこで発行税とした場合に五十円に對

して三十銭、これではパーセントが低いじやないかという御意見があるかも知れませんが、私は今申上げるように、さような取扱になつた場合でも、やはり返品ということが考えられます。そういう点から、文化財である。つまり一國の文化を高揚するための社会教育の基盤である、かような意味において特段の御配慮を頂く趣旨において一〇という事をお願いしたい。こういう考えを持つております。

以上の理由に基づきまして具体的に申上げると、取引高税法第二條の第二十二号の、課税さるべき営業と規定してある第二十二号にありますが「出版業」というのを削除して、そうして取引高税法第七條第一項第四号に「小学校又は中学校の教科用圖書の発行、販賣又は取次」とありますが、これを「出版物の発行、販賣又は取次」と、こういうふうに御修正を願いたい。私共ただこの取引高税に反対するといふのでなく、眞に止むを得なければこういう代案を以て極めて公正な徴税方法を探り上げて頂きたい。これは一出版、一通信教育というやうなことでなく、日本の文化を昂揚するという建前において特徴の扱いをして頂くことが、眞に文化政策を実施して頂く所以であらうと、かように考へる次第であります。

最後に、皆様、甚だエロ・グロ雑誌、或いは書物などが氾濫いたしております、我々出版物を取扱つておる者に対して相当な御非難があると思つております。併しこれはいわゆる闇の紙で以て不当に刊行されるものでありまして、私も甚だ遺憾に思つておる次第であります。これについては出版

綱領実践委員会とかというやうなものを作りまして、そうして強力にこれの肅正、抑圧に乗り出して、しかも又相当強烈な示唆もありまして、檢察当局とも協力して、こゝ半歳を出でずしてエロ・グロに関する雑誌とか、或いは書籍といふものを一掃したい、こういう氣持で私共はやつております。願くはそういうエロ・グロ雑誌というやうなもの、そういう書物があるがために、出版文化昂揚のために申出る出版物に對しても、いわゆる角をためて牛を殺すというやうな考えを持つて頂かないように、是非文化政策を徹底願う意味において、私の申出ました趣旨を委員会において御採擇願ひ、取引高税を御修正頂くやうに重ねてお願い申上げる次第であります。聊か部分的な申出に相成りまして恐縮でありますけれども、以上申上げましたやうな趣旨において特段の御配慮を煩わす次第であります。長時間に亘りまして御清聴誠にありがとうございます。

○委員長(黒田英雄君) 何か公述人にお尋ねがありますか。……それでは、ちよつと公述人にお礼申し上げます。本日は御多忙のところお繰合せ下さいましてわざ／＼おいで下さいまして、御意見を發表して頂きまして、審議に資することを頂きましたことは誠に感謝に堪えない次第であります。厚くお礼を申し上げます。

本日はこれを以て出席された全部の公述を終了いたしましたので、これを以て公聴会を閉会いたします。

午後三時四十六分散会
出席者は左の通り。

委員長 黒田 英雄君
理事 伊藤 保平君

委員

公述人

朝日新聞論説委員 藤田 武雄君
東京大学助教授 武田 隆夫君
全國財務労働組合 加川 義一君
中央執行委員 岸 喜雄君
興業銀行總裁 近藤 鏡次君
銀行協合理事 金子佐一郎君
東京商工会議所会頭 永野 順三君
電氣化学工業社長 近藤 吉雄君
王子製紙経理部長 永野 順三君
産業復興会理事 近藤 吉雄君
日本出版協 会常務理事

木村 禧八郎君
天田 勝正君
玉屋 喜章君
西川 基五郎君
松嶋 喜作君
尾形 六郎兵衛君
木内 四郎君
深川 大馬君
星 一君
小林 米三郎君
高橋 龍太郎君
中西 功君
栗山 良夫君